

令和5年12月22日

報道機関各位

自然保護課

五所川原市における野鳥の鳥インフルエンザウイルス遺伝子検査の結果について

カラス類の調査研究を行っている弘前大学農学生命科学部が五所川原市で回収し、同大学が簡易検査を実施し陽性反応が確認された死亡野鳥について、国立環境研究所（茨城県つくば市）の遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されたのでお知らせします。

記

1 検査結果

回収日	回収場所	種名	回収羽数	簡易検査		遺伝子検査		備考
				結果	結果判明日	病原性	結果判明日	
12月19日	五所川原市	ハシブトガラス	1	陽性	12月19日	<u>H5亜型 高病原性</u>	<u>12月22日</u>	野鳥1例目

2 今後の対応

環境省が指定した感染野鳥回収地点を中心とした半径10キロメートル圏内の「野鳥監視重点区域（五所川原市、中泊町、つがる市のそれぞれ一部）」内における湖沼や河川など10か所の監視は、同区域の指定が解除されるまで（令和6年1月16日（火）24時予定）の間、週1回の目安で継続します。

3 留意事項

現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐため、厳に慎むようお願いします。

4 添付資料

県からのお願い（野鳥との接し方について）

5 その他

環境省においても、本事例について12月22日（金）15時に公表します。

【環境省ホームページ】

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	環境生活部 自然保護課自然環境グループ 総括主幹 辻 健一郎	
電話番号	内線	6505
	直通	017-734-9257
報道監	環境生活部 次長 山舘 清章	

【別添】 県からのお願い

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの地域県民局や市町村にご連絡ください。

各地域県民局の連絡先（地域農林水産部林業振興課）

- 東青地域 017-734-9962
- 西北地域 0173-72-6613
- 中南地域 0172-33-3857
- 上北地域 0176-24-3379
- 三八地域 0178-23-3595
- 下北地域 0175-23-6855

- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後は、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。

正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。